

令和3年4月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和3年4月26日（月）午後2時34分

場所：本庁舎5階 5-1・5-2 会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和3年4月26日(月)、本庁舎5階 5-1・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	井 上 哲 夫	1 5 番	落 合 喜 治
2 番	三 上 健 一	1 7 番	吉 川 誠
3 番	井 出 茂 康	1 8 番	櫻 井 一 雄
4 番	齋 藤 義 治	1 9 番	宮 治 時 男
5 番	小 林 正 幸	2 0 番	佐 川 俊 夫
6 番	飯 田 芳 一	2 1 番	佐 藤 智 哉
7 番	上 田 洋 子	2 2 番	澤 野 孝 行
9 番	田 代 恵 美 子	2 3 番	平 川 勝 昌
1 0 番	吉 原 豊	2 4 番	神 崎 享 子
1 1 番	山 口 貞 雄		
1 2 番	加 藤 登		
1 3 番	西 山 弘 行		
1 4 番	漆 原 豊 彦		

欠席委員は、次のとおり

8 番	加 藤 義 一	1 6 番	北 村 利 夫
2 5 番	福 岡 則 夫		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	嶋 田 勝 弘	主幹	草 柳 真 治	主幹補佐	神 崎 雅 和
上級主査	大 西 裕 輝	主任	森 大 晃		

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 3 号 非農地証明願について
- 日程第 4 議案第 4 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- 日程第 5 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について
- 日程第 6 議案第 6 号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 7 報告第 1 号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 8 報告第 2 号 藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について
- 日程第 9 議案第 7 号 施策検討小委員会の委員数について
- 日程第 10 議案第 8 号 「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について
- 日程第 11 報告第 3 号 令和 2 年度農業委員会業務報告について
- 日程第 12 報告第 4 号 令和 3 年度農林関係予算について
- 日程第 13 報告第 5 号 令和 3 年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状況について

開会 午後2時34分

事務局（嶋田勝弘事務局長） 大変お待たせしました。定刻を若干過ぎましたけれども、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

最初に、本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名、出席者数22名でございます。出席委員数が委員総数の半数を超えており、農業委員会等に関する法律の規定を満たしているため、本総会は成立していることを報告いたします。

ここで、開会に先立ちまして、4月1日付の人事異動によります事務局職員の変更について御報告をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

福岡主幹補佐の後任に神崎主幹補佐が参りました。また、伊藤上級主査の後任に大西上級主査が参りました。

2人から、簡単に自己紹介をさせていただきます。

事務局（神崎雅和主幹補佐） 皆さんこんにちは。農業水産課から異動となりました神崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

事務局（大西裕輝上級主査） 皆さんこんにちは。資産税課から参りました大西と申します。よろしく願いいたします。

事務局（嶋田勝弘事務局長） 今年度におきましても、職員一丸となって取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましても、御協力、御指導をよろしく願いいたします。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を総会にお越しをいただきまして、ありがとうございます。

このところ、季節も大変よくなりまして、皆様方もいろいろと忙しい日々をお過ごしではないかと思っておりますけれども、そうした中で、新型コロナウイルスがいまだに終息をしないまま、第3次の緊急事態宣言が東京や大阪等

で発令されております。

この先、どのようになるのか、本当にわからないのですが、藤沢市でも毎日のように数人のコロナ感染者が出ております。皆様方にもお気をつけ願いたいと思います。

きょうの総会は、3カ月ぶりに皆様方に出席をいただきました。どうもありがとうございます。本来は、この姿でやっているところですが、先ほど申しましたようにコロナの関係でなかなかできませんでしたが、いろいろな意見、あるいは提言をしていただけたらと思っておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

それともう一つ、生産緑地の件ですけれども、来年の秋ごろには、第1次の生産緑地指定期限の30年が切れるということでございます。

生産緑地の指定を受けている方には、都市計画課を初めとしましていろいろな方面からの情報が届いていると思いますけれども、皆様方それぞれにいろいろな事情があり、現状でどうしようかとお迷いの方もいらっしゃると思いますが、とりあえずは農地を残すということで生産緑地を考えていただきたいと思います。

今の段階で70、80%の方が特定生産緑地の選定をしているようでございますけれども、皆様方で、各個人でいろいろなことを考えていただいて、選んでいただければと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、4月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

なお、コロナの影響に配慮しまして、スムーズな議事運営に御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

事務局（嶋田勝弘事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いをいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、5番の小林正幸委員と6番の飯田芳一委員の御両名にお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

なお、本議案、番号1につきましては、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席を願います。

〔対象委員 退席〕

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案番号1について、事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、耕作面積、ともに112a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、葛原字西山田、1筆。地目、畑。地積、988㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

7番、上田委員。

7番（上田洋子委員） 本件の申請地につきましては、県道藤沢・座間・厚木線にあ

従事者、4人。所有面積、112a。耕作面積、147a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、西俣野字大河内の1筆。地目、畑。地積、476㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、地区、六会・長後。番号4。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、4人。所有面積、112a。耕作面積、147a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、西俣野字大河内の1筆。地目、田。地積、494㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号2について意見を求めます。

5番、小林委員。

5番（小林正幸委員） 本件につきましては、令和2年11月に同様の申請を受け、許可した件について、譲渡人の他の農地を譲受人に所有権の移転をするものです。

申請地につきましては、市道高倉・遠藤線にある「遠藤広谷」交差点から北西に約200mの土地になります。

資料は3ページをお開きください。

地区協におきまして、譲渡人及び譲受人と面談いたしました。

譲渡人は、市内に農地を持ち、露地野菜を中心に営農をしてきましたが、体力面の低下により安定した営農活動が継続できなくなったため、次男である譲受人に当該農地を贈与することです。

もともと同一の世帯で営農をしていたため、世帯の農地増減は発生しません。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えており、今後も所有農地の適正な肥培管理に努めていただくように話をしております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に何か意見はございませんか。

――
――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3及び番号4について意見を求めます。

6番、飯田委員。

6番（飯田芳一委員） 番号3及び4については、隣り合っている農地が申請地になっています。譲受人が同一であるため、まとめて意見をします。

本件の申請地につきましては、境川にかかる「金沢橋」から南西に約500mの農地になります。

資料は5ページ及び7ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、水稻や露地野菜の生産等を行っており、このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に何か意見はございませんか。

――
――

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第1号、番号2から番号4について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第1号、番号2から番号4について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第2、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上

程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、11a、3a、16a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、瀬郷字三清、2筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計1,581㎡。内容、所有権移転。転用目的、駐車場。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第1種農地。

続きまして、地区、藤鶴・村岡・明治。番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、1a。耕作者、同左人。当該農地、地番、稻荷字天神原、1筆。地目、畑。地積、175㎡。内容、所有権移転。転用目的、資材置場及び駐車場。農用地区域除外日、昭和59年7月20日。農地種別、第3種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

2番、三上委員。

2番（三上健一委員） 本件の申請地につきましては、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「大蔵」交差点から北東側に約500mの土地になります。

資料は9ページをお開きください。

農地の区分は、一団の農地が10ヘクタール以上広がっているため、「第1種農地」と判断いたしました。

第1種農地のため、本来、農地転用は許可できませんが、既存敷地の2分の1未満の拡張のため、例外的に許可をすることができるものです。

譲受人は、近隣の土地に寺院があり、法要やお施餓鬼などの行事の際は、境内にある駐車場だけでは不足しているため、申請地を駐車場に転用するとのこ

とです。

その他の土地も考慮しましたが、寺院までの距離を考慮すると、隣接している申請地が適地であるとのことでした。

申請地は、北側が住宅、東側及び西側が道路、南側は譲受人所有地になっております。

出入口は東側及び西側で、東側の道路とは高低差があり、道路が高くなっておりますので、スロープを設置します。

北側の宅地との境には、地上高約40cmの既設のコンクリートブロック擁壁があり、また、東側の道路との境にも、地上高約40cmの既存の道路擁壁がありますので、これを利用し、被害防除とします。

西側の道路に面している部分には、単管パイプ及び地上高20cmになるよう亜鉛鉄板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

南側は譲受人所有地のため、被害防除は行いません。

敷地内は砂利敷きして転圧処理し、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協においては、譲受人と面談し、近隣に影響がないよう十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —
—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

13番、西山委員。

13番（西山弘行委員） 本件の申請地につきましては、引地川にかかる「天神橋」から東に約200mの土地になります。

資料は11ページをお開きください。

農地の区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設に隙間なく囲まれており、一団の農地の面積が当該地区の下限面積を満たしていないため、「第3種農地」と判断いたしました。

譲受人は、個人事業主としてリフォーム業を営んでおり、今までは資材を現場ごとに置いており、資材置場を所有していませんでしたが、今後、外壁塗装業を展開するため、常置する資材置場と業務用駐車場を確保するため適地を探しておりました。

規模的にも都合がよく、事務所からのアクセスもよいため、申請地が適地であると判断したとのことです。

申請地は、北側及び東側が道路、南側及び西側が他者所有の資材置場となっております。

北側及び東側の道路との境には、地上高約30cmの既設の単管パイプ及び鉄板と木板がありますので、これを利用し被害防除とします。

南側及び西側の資材置場の利用者及び使用者と調整した結果、高低差がないため被害防除措置は行わないということです。

敷地内は、車付け部分のみ碎石敷き、その他の部分は転圧とし、雨水については、敷地内自然浸透処理とします。

地区協においては、代理人と面談し、近隣の資材置場等に影響がないよう十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

――
――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第2号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第2号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります

日程第3、議案第3号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「非農地証明願について」、説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、遠藤字中原、1筆。地目、畑。地積、164㎡。内容、昭和49年頃より住宅の庭敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成8年航空写真。現地確認日、令和3年4月13日。

続きまして、地区、六会・長後。番号2。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、円行字馬渡、1筆。地目、田。地積、495㎡。内容、平成元年頃より資材置場として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。現地確認日、令和3年4月13日。

続きまして、地区、藤鶴・村岡・明治。番号3。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、大庭字広地、1筆。地目、田。地積、103㎡。内容、平成17年頃より駐車場として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。現地確認日、令和3年4月13日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

19番、宮治委員。

19番（宮治時男委員） 本件の申請地につきましては、県道遠藤・茅ヶ崎線にある「遠藤松原」交差点から南に約100mの土地になります。

資料は13ページをお開きください。

申請者は、遠藤字中原の土地について、昭和49年頃から住宅の庭敷地として利用し、現在に至っているとのこと。

申請地の農地区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施

設もしくは公益的施設が連たんしているため、「第3種農地」と判断いたします。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和3年4月13日に地区委員の私、宮治と、事務局の森さんで現地調査を行い、申請どおり住宅の庭敷地であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、番号2について意見を求めます。

20番、佐川委員。

20番（佐川俊夫委員） 本件の申請地につきましては、円行にある「多摩大学湘南キャンパス」から南に約300mの土地になります。

資料は14ページをお開きください。

申請者は、円行字馬渡の土地について、平成元年頃から資材置場として利用し、現在に至っているとのこと。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断しました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和3年4月13日に地区委員の私、佐川と、事務局の森さんで現地調査を行い、申請どおり資材置場であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —
—

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」、説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。被相続人、氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、宮原字矢田、2筆。地目、ともに田。地積、2筆合計1,865㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、同左。地積、同左。利用状況等、田現況畑（野菜）。相続開始年月日、平成12年12月10日。免除日、令和3年10月11日。現地確認日、令和3年3月30日。以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、吉川委員。

17番（吉川 誠委員） 本件につきましては、令和3年3月30日に地区委員の私、吉川と、相続人、事務局の伊藤さんで現地確認を行っております。

現地の状況といたしましては、宮原字矢田の2筆は、タマネギの作付け及びイモ・ネギの準備中であり、きれいに肥培管理されておりました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第4号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第4号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

神崎主幹補佐。

事務局（神崎雅和主幹補佐） それでは、日程第5、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、説明をさせていただきます。

番号1は、用田と亀井野で213aを耕作する方の更新借受分。

番号2は、葛原を中心に267aを耕作する方の新規借受分で、当該地においてはキャベツを作付けしていく予定となっております。

番号3は、葛原で28aを耕作する法人の更新借受分。

番号4は、葛原で39aを耕作する法人の更新借受分。

番号5は、用田と葛原で68aを耕作する方の新規借受分で、当該地においては、キクイモを作付けしていく予定となっております。

番号6は、打戻で20aを耕作する方の更新借受分。

番号7及び番号10は、打戻を中心に189aを耕作する方の更新借受分。

番号8は、打戻で0.9aを耕作する方の新規借受分で、当該地においてはダイコンを作付けしていく予定となっております。

番号9は、打戻と大庭で78aを耕作する方の更新借受分。

番号11は、認定農業者である譲受人から農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の申し出がなされたものです。当該地については、遠藤・宮原線にある「瀬郷西」交差点から南東に約500mの農地になります。

資料は16ページをお開きください。

地区協におきましては、譲受人と面談をいたしました。所有権設定を受ける者は、瀬郷を中心に457aを耕作する方で、当該地では植木の生産をしていく予定となっております。

番号12は、打戻を中心に201aを耕作する方の更新借受分。

番号13は、宮原で42aを耕作する方の新規借受分で、当該地においてはじゃがいもを作付けしていく予定となっております。

番号14は、遠藤で20aを耕作する方の更新借受分。

番号15は、亀井野を中心に295aを耕作する方の更新借受分。

神崎主幹補佐。

事務局（神崎雅和主幹補佐） それでは、日程第 6、議案第 6 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明をさせていただきます。

本件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が、農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定に基づき、神奈川県知事の同意を得た上で、農用地利用集積計画案を作成したものです。

番号 1 から番号 6 は、用田を中心に 3 2 2 a を耕作する方の新規借受分で、当該地ではトウモロコシやイチゴを作付けしていく予定となっております。

番号 7 は、葛原を中心に 2 6 7 a を耕作する方の新規借受分で、当該地においてはキャベツを作付けする予定となっております。

なお、中間管理事業を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございませんか。

— — — — —
— — — — —
—

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 6 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 6 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 7、報告第 1 号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたし

ます。

事務局の説明を求めます。

神崎主幹補佐。

事務局（神崎雅和主幹補佐） それでは、日程第7、報告第1号「農地の貸借の合意解約通知について」、説明をさせていただきます。

番号1は、借主の法人が破産したため、利用権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件については、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

事務局の説明があったとおり破綻をした企業の農地の合意解約ということでございますが、これは、現況はどうなっていますか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 現況は、農地は農地ですけれども、ちょっと荒れているような状況で、今後は、地主の方が自分で管理をされていく予定ということで聞いております。

議長（齋藤義治委員） はい。

荒れぐあいはどのぐらいですか。結構荒れていますか。

事務局（草柳真治主幹） 荒廃というところまでは行かないのですが、下草が生えていて、法人の残置物が、まだちょっと残っているような状況です。

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。

吉原委員。

10番（吉原豊委員） この破産した法人の農地は、これで終わりですか。まだ何件かありますか。

事務局（草柳真治主幹） あと3件ほど残っています。ただ、今後の利用等につきましては、ほぼ合意をしておりますので、遠くない将来で同じような解約が出てくるものと考えています。

10番（吉原豊委員） その跡地の利用も決まっていますよね。

事務局（草柳真治主幹） 2件は御自身で管理をしていく予定ということで聞いておりますけれども、3件あるうちの1つは貸していく予定と聞いております。

議長（齋藤義治委員） よろしいですか。

10番（吉原 豊委員） はい。

議長（齋藤義治委員） 他に何かございませんか。

— — — — —
— — — — —
—

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第1号を終了いたします。
次に移ります。

日程第8、報告第2号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森大晃主任） 本件につきましては、まず17ページが「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。

六会・長後地区が1件となっております。

続きまして、18ページが「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出」でございます。

藤鶴・村岡・明治地区が1件となっております。

続きまして、19ページから21ページまでが、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が3件、六会・長後地区が2件、藤鶴・村岡・明治地区が5件、合計10件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましても、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第2号を終了いたします。

次に移ります。

日程第9、議案第7号「施策検討小委員会の委員数について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 「藤沢市農業委員会の運営に関する規約」で、「小委員会は委員会会長、会長職務代理及び委員または推進委員若干名で構成し、委員数は総会において決定し、所属委員は地区協議会単位で互選する。」とされておりますので、今回、こちらを上程させていただきます。

施策検討小委員会の委員数について

藤沢市農業委員会の運営に関する規約第3条に規定する施策検討小委員会の委員数については、次のとおりとする。

会長及び会長職務代理以外の委員数

御所見・遠藤地区 3名

六会・長後地区 2名

藤鶴・村岡・明治地区 2名

こちらで御承認をいただければ、今後、6月に予定しております小委員会を開催して、7月に市長へ意見提案をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

神崎委員。

24番（神崎享子委員） 私は、一昨年までだと思えますけれども、園芸小委員会の委員長をしておりましたが、園芸小委員会、畜産小委員会、農林小委員会、それぞれに分かれて、皆さん全員がやっていたことなので、この人数になるのは、これぐらいの人数のほうが、意見が活発に出るのではないかとも思われますし、

人数を絞られるのは構わないと思いますけれども、これに入っていない皆さんも、もちろん考えていただいて、各地区協のときに、そのお話をしていただければいいので、この人数でいいとは思いますが。

議長（齋藤義治委員） その辺はどうですか。地区委員会で議論しますか。

事務局（草柳真治主幹） 地区協でそれぞれに議論をしていただくということは非常に有意義なことだと思いますので、そちらについては、各地区協でお願いできればと思います。

5月の地区協で、小委員会委員に誰がなつていただくか、御議論いただくことを予定しておりますので、できましたら、その際に意見についても、こういう意見を挙げてほしいとか——意見については、本日、この後、委員の方全員に、小委員会で検討するような意見の提出をお願いしますということで依頼をさせていただきますけれども、地区協でも、そういった議論をしていきたいということであれば、それはそのときにお願いできればと思います。

議長（齋藤義治委員） 農政全体というよりも、非常に身近な問題として、身近な農業に関する事で、それぞれ細かい意見でも結構でございますので、各地区協ですとか小委員会で取り上げていただいて、市長に提言をしたいと思っておりますので、大勢の方から意見をお出しいただければ、非常に幸いです。

ほかに何か御意見ございませんか。

— — — — —
— — — — —
—

議長（齋藤義治委員） それでは、ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

議案第7号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第7号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第10、議案第8号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点

検・評価」並びに「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） 本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第37条及び同法施行規則第15条の規定に基づき、農業委員会の運営の透明性を確保するために公表する、農業委員会事務の実施状況等について、議案に上程するものです。

内容といたしましては、農林水産省通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に示されている様式に従い、担い手への農地の利用集積、遊休農地に対する措置状況、違反転用への対応、農地法許可案件の審議状況などについて、令和2年度活動実績及び令和3年度活動計画を公表するものです。

今後、本総会での御審議を踏まえ、5月より市ホームページに掲載し、最終的には国へ報告する予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問等ございましたらお願いをいたします。

これは、藤沢市の農業の情勢を統計したものでございますので、この資料が国に上がって、この中から、国で、農水省で日本の農業面積、従事者数等を拾い上げてトータルをしているようでありますので、何か御意見等ございましたら、お願いをしたいと思います。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

議案第8号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第8号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第11、報告第3号「令和2年度農業委員会業務報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） それでは、「令和2年度農業委員会業務報告について」、説明をさせていただきます。

議案書の35ページに、「会議の開催状況」を記載してございます。

「総会」につきましては、昨年度は委員の改選がございましたので、初総会を加えて毎月開催の12回、合わせて13回を開催いたしました。

「地区農地協議会」につきましても、毎月3地区で開催しておりますが、コロナウイルスの関係で実施を見送った月もありましたので、1年間で29回開催しております。

「合同小委員会」につきましては、「農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見協議」の場として、昨年は1回開催しております。

「藤沢市畜産振興審議会」、「藤沢市農業振興地域整備促進協議会」につきましては、農業水産課が事務局の会議でしたけれども、それぞれ1回と、2回開催しております。

「神奈川県農業委員会大会」につきましては、昨年は、コロナウイルスの関係で中止となっております。

以上、合計で46回となっております。

今お話ししました会議の詳細につきましては、36ページから39ページに記載してございます。

続きまして、40ページから農地法の許可等の内訳を記載してございますが、40ページは、農地法第3条に係る許可、届出の内訳となっております。

41ページ、42ページが、農地法第4条の許可、届出の内訳となっております。

43ページ、44ページが、農地法第5条の許可、届出の内訳となっております。

ます。

45 ページが、農地法第18条第6項による通知書（合意解約）の内訳となっておりまして、下段が農地造成工事の届出状況になっております。

46 ページ、47 ページは、相続税・贈与税の納税猶予制度の適用状況と、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件数を記載してございます。

48 ページは、市外農業者の市内農地取得地区別内訳を記載してございます。

49 ページは、農用地利用集積事業（利用権）でございますけれども、その内訳を記載してございます。

50 ページは、農業委員会事務局で発行しました証明件数の一覧を載せてあります。

以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

神崎委員。

24 番（神崎享子委員） 質問ですけれども、35 ページに、「藤沢市農業振興地域整備促進協議会、事務局：農業水産課」と書いてあって、38、39 ページに、11月20日、3月23日に協議会が開催されたことが書いてありますけれども、これも農業委員会の業務なのか、これについて説明をしていただければと思います。

議長（齋藤義治委員） 草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 厳密に農業委員会の業務なのかと言われたら、ちょっと疑問が残るところはありますけれども、いずれの審議会、協議会につきましても、農業委員さんの中からこちらの会議に出席していただいておりますので、一応業務報告として上げさせていただきました。

議長（齋藤義治委員） 神崎委員。

24 番（神崎享子委員） うちも農業振興地域に入っているのです、意向調査が来てアンケートを書いたと思いますけれども、その調査結果のようなものは公表されたりする

のでしょうか。

　　というか、農業振興地域の整備計画の改定を検討しているとかということではなくて、こういうのは毎年やっているのでしょうか。

議長（齋藤義治委員）　草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹）　基本的には、毎年開催はするのですが、年によっては開催しないときもあるようです。ただ、今回は、委員がおっしゃったように改定を予定していますので、令和2年度は2回開催をしたということで聞いています。

24番（神崎享子委員）　改定については、私たち農業委員は、改定した後に聞かされるだけなのか、それとも意見を述べるとか考えを協議する機会がありますか。

事務局（草柳真治主幹）　今後、農業委員会に改定案が示されて、そこで意見をいただくようなことで予定しています。

24番（神崎享子委員）　どの程度の、どのような改定を予定しているのか、今の段階で公表できるところまでで結構ですので、教えてください。

事務局（草柳真治主幹）　申し訳ありませんが、事務局でも、どのような案が出されるのかということまでは、まだ把握しておりません。

24番（神崎享子委員）　予定として、大体いつ頃までにやるとか、そういうのは進んでいるのでしょうか。

事務局（草柳真治主幹）　農業水産課と調整した中では、来月か再来月ぐらいの総会において改定案を示して、その意見を翌月の総会までにいただこうかということで考えております。

24番（神崎享子委員）　わかりました。

議長（齋藤義治委員）　他に何かございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、報告第3号を終了いたします。

ここで10分間、休憩いたします。午後3時40分から再開いたします。

（休 憩）

議長（齋藤義治委員） それでは、再開をいたします。

日程第12、報告第4号「令和3年度農林関係予算について」及び日程第13、報告第5号「令和3年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状況について」を一括して上程し、審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 本件につきましては、市農業水産課の職員とともに御説明をいたします。

説明の前に農業水産課長から挨拶及び農業水産課職員の紹介をお願いいたします。

農業水産課（及川 聡課長） 農業水産課の及川と申します。4月1日付で農業水産課長を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

農業水産課は、昨年同様、担当は農政担当と土木水産担当の2担当に分けて業務に当たらせていただいております。

一般職の職員が18名、会計年度任用職員が1名、計19名の体制で今年度は取り組ませていただきます。

それでは、私から職員の紹介をさせていただきます。

まず、農政担当の安部川課長補佐です。

農業水産課（安部川和博課長補佐） 安部川と申します。よろしくお願いいたします。

農業水産課（及川 聡課長） 土木水産担当の丸山課長補佐です。

農業水産課（丸山功一課長補佐） 丸山と申します。よろしくお願いいたします。

農業水産課（及川 聡課長） 農政担当の鈴木課長補佐です。

農業水産課（鈴木 孝明課長補佐） 鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

農業水産課（及川 聡課長） それでは、この体制で皆様と一緒に藤沢市の農業行政に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局（草柳真治主幹） ありがとうございます。

それでは、まず事務局から説明をさせていただきます。議案書の51ページ

になります。

「令和3年度農林関係予算について」、「農業委員会費の内訳」です。

まず「農業委員会関係費」につきましては、1,224万1,000円の予算となっておりまして、前年から4万4,000円減となっております。

減の主な要因としましては、昨年、委員改選に伴いまして委員バッジやテキストの購入費用を計上しておりましたが、今年度は、それがいないための減となっております。

下段の「農業委員会事務費」につきましては、令和3年度は572万6,000円で、昨年からは282万7,000円の増となっております。

増の主な要因としましては、農地台帳システムを一部改修する必要があるため、その費用となっております。

合計としまして、令和3年度の予算は1,796万7,000円で、昨年から278万3,000円の増となっております。

以上です。

農業水産課（及川 聡課長） それでは、続きまして、令和3年度予算「農林関係費」について、御説明をさせていただきます。

総会資料の52ページ、「令和3年度予算の概況（抜粋）」を御覧ください。

お隣のページは、予算の前年度との対比表となっております。下段に合計がありますが、令和3年度の農林関係費につきましては、2億850万8,000円となっており、前年度と比較しますと、524万4,000円の減となります。

減額の主な理由といたしましては、有機質資源再生センター跡地管理事業が令和2年度をもって終了したことなどによるものでございます。

それでは、主な事業について御説明いたします。54ページを御覧ください。

「地産地消推進事業費」は、藤沢産農水産物等の市内流通・利用促進を図り、地産地消を推進することにより、市内農水産業の持続的な発展と健康で豊かな市民生活の実現を図るものでございます。

地産地消推進計画につきましては、現在、第4期計画となっており、令和3

年度で計画期間が満了するため、今年度中に地産地消推進計画を改定することとなっております。

この地産地消推進計画の改定に関する経費及び「おいしい藤沢産」のホームページを再構築するための経費が増額したことにより、昨年度と比較して予算額が109万6,000円増額となっております。

この事業を推進していくため、令和2年度の地産地消推進協議会には、JA藤沢地区運営委員会の高橋委員長を初め、経営士協議会の湯澤会長、畜産会の和田副会長、わいわい市藤沢店の山本店長にも委員として参加していただきました。

2の「地産地消講座」につきましては、コロナ禍の中で実施方法を見直し、調理に関する部分については中止とし、さがみ地粉の会に御協力いただいている大豆の講座ですとか、旬の農産物を収穫する収穫体験型講座を実施していく予定でございます。

3の「おいしい藤沢産」情報発信事業ですが、地産地消を推進するため、昨年度、サイバー攻撃を受けて閉鎖となってしまいましたホームページを再構築するとともに、フェイスブック等を活用して藤沢産の農産物情報や地産地消イベント、講座等の情報発信を行っていく予定でございます。

お隣の55ページに移りまして、「水田保全事業費」につきましては、環境に配慮した水稻栽培に取り組む水田耕作者に対し、10a当たり5万円以内の奨励金を交付するものでございます。令和2年度につきましては、121名の方が申請をされております。

この事業の予算につきましては、環境基金を財源としておりまして、令和2年度の予算額は2,000万円に減額となりましたが、令和3年度の予算額は、農業委員会からの意見書や稲作部会からの要望がありましたので、環境部と協議をして、もとの予算額である2,500万円に戻しております。

続いて、56ページから57ページですが、こちらは「担い手育成支援事業費」の説明となります。

藤友会に委託しております景観形成事業や援農ボランティア養成講座の開催

に係る経費の支出や、新規就農者に対する支援として国が実施する農業人材力強化総合支援事業に基づき、補助金を交付するものでございます。

以前から要望が上がっておりました後継者への支援として、令和2年度から、農業を継承していくために施設の整備等が必要な農業後継者に対し補助金を交付しております。令和3年度も継続して農業後継者への支援を行うものでございます。

また、農福連携促進事業につきましては、令和2年度からの新規事業となり、福祉施設と受委託契約等を交わし、障がい者等の受け入れを行う農業者に対し、委託料の一部を補助するもので、令和3年度についても事業を継続し、支援を行っていくものでございます。

58ページに移りまして、上段の「産地競争力強化事業費」は、今年度は3つの事業を予定しております。3つとも新規事業となりまして、本事業は、産地競争力の強化を図るため、生産工程の省力化等を図る機械、資材の導入を支援するものでございます。

事業の内容でございますが、花き温室部から要望のあった遮光ネット導入事業、ハウス部から要望のありました忌避剤導入事業、果樹部から要望のありました園芸用結束機導入事業に取り組んでまいります。

下段に移りまして、「野菜生産出荷対策事業費」につきましては、市内生産者が農協共販出荷及び市内市場へ出荷をする際の出荷用段ボール等の出荷資材の購入に対する助成を行うものでございます。

お隣の59ページに移りまして、上段の「湘南野菜生産育成事業費」につきましては、市内卸売市場への出荷を推進するため、市場出荷用レンタルコンテナ利用料に対する助成を行っております。本事業の対象につきましては、湘南野菜出荷推進協議会に所属している市内生産者が直接市内市場に出荷した場合と、市内生産者がJAを通して市内市場に出荷した場合となっております。

下段に移りまして、「学校給食用農水産物生産出荷対策費」につきましては、市内産の米、大豆等を学校給食に提供する際に、生産者団体が行う配達等に要する経費を負担するものでございます。米につきましては、令和2年度から、

新たに中学校給食においても小学校と同様に「新米の日」を設定し、市内産の米を給食に提供しております。

また、令和2年度までは、小麦に関する経費を予算計上しておりましたが、連作障害等により、当面の間、給食への提供を見送ることになったため、令和3年度の予算計上についても見送ったものでございます。

60ページに移りまして、「畜産振興対策事業費」は、畜産経営における防疫体制の強化と衛生環境の向上、家畜伝染病予防の検査や投薬、注射、病虫害防除資材の購入、肉質・乳質に優れた家畜の繁殖及び後継となる乳牛の生産に対して助成を行うものです。

平成30年9月に発生した家畜伝染病であるCSF（豚熱）の予防注射等の費用や、家畜の衛生対策に関する事業費が増額となっております。

61ページに移りまして、「畜産経営環境整備事業費」は、畜産経営に必要な畜舎や設備機器、家畜排せつ物処理施設等の改修・更新を行う畜産農家に対して助成を行うものでございます。

前年度と、実施する件数及び内容が異なるため、約200万円が減額となっております。

62ページにお移りいただきまして、「農業用水路等改修事業費」は、水田への安定した用水を確保し農業生産の維持を図るため、水利組合等が実施している取水堰の補修及び用水路の改修に対し助成を行うものでございます。

63ページに移りまして、「農業基盤整備事業費」につきましては、農作業の機械化を進め農業生産の向上を図るため、通行困難となった農道や老朽化の著しい用水路の改修整備を行うものでございます。

前年度と実施する工事内容が異なるため、約2,000万円が減額となっております。

以上で、「令和3年度農林関係予算の概況」について、説明を終わらせていただきます。

農業水産課（安部川和博課長補佐） 続きまして、64ページで、「令和3年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状況について」、各担当から

御説明をさせていただきます。

まず初めに、1の「担い手への農地利用の集積・集約化のための施策」、
(1)の「水田の保全に対する支援・助成について」。

①各農家とも水田を耕作しても利益にならず、水田の保全が大変厳しい状況である。水田保全事業の財源となる環境基金からの繰り入れが難しいと聞いているが、水害防止等多面的な機能を有する水田を今後も維持するとともに遊休化を防ぐためにも、エコファーマー等を対象に奨励金を交付する水田保全事業については、実施を継続していくこと。

という御意見に対しましての予算示達内容等につきましては、①水田保全事業につきましては、令和2年度予算が減額となり、環境基金からの繰り入れも難しいという話も出ていましたが、環境部と調整し、令和3年度の予算につきましては、減額前の予算額に戻すことになりました。今後につきましても、水田を維持していくには、水田保全事業は必要なものと捉えておりますので、環境部と事業の継続について調整してまいりたいと考えております。

続きまして、②藤沢市稲作部会が設立されたことを受け、市内にライスセンター等を設置し、乾燥や精米等、稲作農家が共同で作業できる場所づくりを進めること。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、②ライスセンターの設置につきましては、設置場所、国庫補助を使用した場合に、処分制限期間中は営農が継続され、施設の維持管理をしていけるかなど、課題がありますので、令和2年3月に設立したさがみ農協藤沢市稲作部会と協議してまいります。

続きまして、③JAが行っている農業機械受委託利用事業において、稲刈り等の作業を新設するよう働きかける等、新たな支援策の検討を図ること。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、③機会を捉え、JAに働きかけをするとともに、さがみ農協藤沢市稲作部会において、本市水田に対する支援策等について検討してまいります。

農業水産課（丸山功一課長補佐） 続きまして、④面積が狭く作業効率が悪い水田については、耕地整理を行い区画を広げる施策を行うこと。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、④作業効率をよくするために区画を大きくすることは、生産コストの削減や収量増大など効果的な手法であると考えておりますが、耕地整理を実施するに当たりまして、都道府県知事の認可による農業者の組織設立を行い進めることとなりますので、農業者の事務負担が生じます。さらに農業者の事業経費負担も避けられませんので、今後の水田経営を踏まえ慎重に検討しなければならないこととなりますが、地域で耕地整理事業を望む声があるのであれば、助言や指導、相談に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、(2)の「農道や水路等の整備について」。

農業用水路については、支線を含めて老朽化が著しく、全面的な改修の必要性を強く感じているところであるが、補修費用については地元3割、市7割の負担割合となっており、全面改修となった場合には、地元にとっては非常に大きな負担となる。多面的な機能を有する水田を今後も保全するため、農業用水路の改修は喫緊の課題であることを認識し、また、近隣においては、改修において地元負担を求めない市も多いことから、本市においても地元負担をなくすよう、負担割合を定めた条例等の改正を行うとともに、全面改修の推進を図ること。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、多面的な機能を有する水田の保全に当たり、農業用水路施設の機能確保が重要であると認識しており、その施設について老朽化が進んでいることにより、改修の必要があると考えておりますが、市の財政状況を踏まえ、水田のあり方を同時に検討していくことが効果的な改修となりますので、今後につきましては、さがみ農協藤沢市稲作部会などと本市の農地保全の方向性を協議しながら、地元負担について検討してまいりたいと考えております。

農業水産課（鈴木 孝明課長補佐） 続きまして、(3)の「人・農地プランの実行について」。

人と農地の問題を解決する「人・農地プラン」については、実施化に向けた地区ごとの話し合いを行う予定になっているが、多くの農家が藤沢の農業の将

来に関心を持ち、地区農家の総意でプランが進むよう、市が中心となり実効性の確保に努めること。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、本市のような都市農業地域では実現が難しいことから、工程が遅れているところですが、実質化に向けた取り組みを検討してまいります。

続きまして、2の「遊休農地の発生防止・解消のための施策」、(1)の「遊休農地の発生防止について」。

平成29年度から遊休農地への課税強化が実施されているところであるが、さらに所有者が農地の遊休化を回避するような実効性のある施策を講じるよう国、県に要望すること。

という御意見に対する予算示達内容等について、でございますが、引き続き、機会を捉え、国、県に対して働きかけを行ってまいります。

続きまして、(2)の「遊休農地解消における支援について」。

現在、遊休農地解消対策事業として、遊休・荒廃農地の所有権または利用するための権利を取得し、開墾する際に要する費用の助成を行っているが、開墾後の耕作継続が課題となっている。

遊休農地の解消を推進するため、事業の継続を要望するとともに、制度を知らない農業者も多いことから、関係機関を通じて周知を図ること。また、新規就農者が利用できる農地を確保するためにも、新規就農者を対象とした新たな遊休農地解消の支援策を検討すること。

という御意見に対する予算示達内容等でございますが、令和3年度は、昨年度と同様、解消面積60a分の予算措置をしております。遊休農地解消費助成事業につきましては、平成27年度から事業を開始し、これまで13人の方が利用しておりますが、全ての方が耕作を継続しているところです。今後も関係機関と連携した周知を行い、本事業の利用拡大を図るとともに、利用しやすい環境づくりの構築に取り組んでまいります。

続きまして、3の「新規参入促進のための施策」、(1)の「後継者や新規参入者への支援について」。

①農業後継者等若手農業者の育成を支援するため、新規就農者を含め幅広く農家の意見を聞くとともに、経済的負担の大きい農業用施設や機械の更新費用について助成すること。

という御意見に対する予算示達内容等について、でございますが、①引き続き、さがみ農協藤沢市青少年藤友会、新規就農者から御意見等を伺ってまいります。また、農業用施設や機械の更新費用の助成につきましては、農業後継者支援事業として、令和2年度6月補正予算において、181万5,000円の予算措置を行っており、令和3年度につきましても、140万2,000円の予算措置をしております。

続きまして、②営農の活性化や担い手の育成の充実を図るため、市とJAが密接に連携した農業支援に関する窓口の一本化等、農家に寄り添った効果的な施策を検討すること。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、②JAにおいても就農相談事業を実施しておりますので、引き続き、情報共有を図ってまいります。

続きまして、③農業次世代人材投資資金については、制度改正によって農業後継者も交付対象になりやすくなったことを、各農家に積極的に情報提供すること。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、③引き続き、地区協議会やさがみ農業協同組合藤沢地区運営委員会など、機会を捉えて制度説明を行うとともに、ホームページを活用した周知を行ってまいります。

農業水産課（安部川和博課長補佐） 続きまして、4の「その他地域農業の維持・発展のための施策」、（1）の「地産地消等藤沢産農畜産物の利用促進について」です。

6次産業化を含めた藤沢産農畜産物の一層の消費拡大を図るため、次の取り組みを推進すること。

①小・中学校給食における藤沢産農畜産物の利用促進を図るべく、市域全校において利用品目や利用量のさらなる増加に向けた取り組みを推進すること。

また、給食を通じて市内産の農産物に関心を持つとともに、地元で採れた野

菜の新鮮さや安全性を理解するよう食育を進めること。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、①藤沢市地産地消推進計画において、「藤沢産農水産物等の学校・保育園供給強化」を重点に取り組む施策に位置づけて取り組みを進めているところで、令和元年度においては、小学校で36品目、保育園で15品目の藤沢産農水産物が給食に使用されております。

また、小学校には各学校に栄養士が配置されておりますので、『給食だより』や栄養の授業を通じて、藤沢産の農水産物への理解を深めていただくよう取り組みを進めております。

今年度も、引き続き関係機関と連携し、より多くの藤沢産農畜産物を給食で使用し、藤沢産農畜産物への理解が深まるよう取り組みを進めていくとともに、必要な支援について検討してまいります。

続きまして、②地産地消関係のイベントについては、PRが足りていないと感じるため、ユーチューブなど各種メディアを積極的に活用し、藤沢市内外へ藤沢産農畜産物のさらなるPRを図ること。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、②令和2年度については、コロナ禍の中で各種イベントや講座が中止となってしまいましたが、イベント等を開催する際には、『広報ふじさわ』、ホームページ、フェイスブックなどを活用して周知を行っているところです。また、レディオ湘南、横浜ウォーカー、地域の情報誌などの各種媒体にも働きかけをして周知を行っております。

また、農畜産物のPRを図るため、市の広報番組において日本大学と連携し、収穫体験や料理教室の動画を発信しております。引き続き、より多くの方に藤沢産農畜産物の魅力が伝わるよう、様々な手法を用いてPRに努めてまいります。

続きまして、③本市においては、オリンピック競技が行われるとともに、今後の農業のグローバル化に鑑み、藤沢産の農畜産物の安全性を消費者に効果的にPRするため、生産者がグローバルGAP等の認証を検討できるよう、研修

会の開催や支援策を検討すること。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、③コロナ禍において、研修会等の開催は難しい状況にあります。生産者からの御要望がありましたら、JAと協議してまいりたいと考えております。また、過去には、畜産版GAPの認証取得にかかる費用の一部に対して助成を行うため予算化をしておりますので、今後も必要な支援策について検討してまいります。

続きまして、④新型コロナウイルス感染拡大による個人需要の高まりを受け、安心・安全な藤沢産の農産物が注目された。今後も非常時に備え安定供給を確保するよう、市内農産物の重要性を積極的にPRすること。

また、イベント中止などの影響が重大な植木・花きについては、公共施設等で積極的にその活用を図ること。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、④藤沢産農畜産物の重要性については、機会を捉え情報発信をしてまいりたいと考えております。また、花きにつきましては、新型コロナウイルスの大きな影響を受けておりますので、令和2年度は本庁舎に展示を行うとともに、公共施設等で藤沢産の花きを使用していただくよう働きかけを行いました。今後におきましても、コロナ禍における影響を把握しつつ、支援策について検討してまいりたいと考えております。

農業水産課（鈴木 孝明課長補佐） 続きまして、(2)の「農業経営への支援について」でございます。

農業経営の安定を図り、環境保全型農業を推進するため、次の取り組みを推進すること。

①市内畜産農家で発生する家畜排泄物等を、市内の各種農家が有効利用できるよう、堆肥舎の設置について支援すること。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、①部会や出荷組合等で共同利用する堆肥舎の設置につきましては、団体からの要望があれば検討してまいります。

続きまして、②援農ボランティアについて、地元企業を含めて広くPRを推

進するとともに、オリンピック・パラリンピックの都市ボランティアなどに声掛けするなど、人材の確保を図ること。また、多くの農家で受け入れができるよう、また、地区で偏りが生じないように、制度づくりと支援策を検討すること。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、②援農ボランティアにつきましては、ホームページや『広報ふじさわ』を活用し、広く周知を行うとともに、関係機関と連携し、人材確保を図ってまいります。

また、多くの農家で受け入れが可能となるよう、市民センター・公民館等と連携した取り組み等を検討してまいります。

続きまして、（３）の「有害鳥獣対策に係る支援について」。

農業被害をもたらす鳥獣の捕獲後の処分費支援の継続と、カラス等鳥獣の効果的な防除策や個体数の管理を、神奈川県や関係機関と協力して検討すること。また、一昨年からジャンボタニシが大量発生し始め、水稻被害が懸念されることから、駆除について適切な支援を行うこと。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、令和３年度は、昨年度と同様、３０匹分の予算措置をしております。カラス等の鳥獣に対する防除策については、かながわ鳥獣被害対策支援センターを通じて支援を行っております。

また、ジャンボタニシにつきましては、さがみ農協藤沢市稲作部会と協議の上、駆除に対する支援を検討してまいります。

続きまして、（４）の「農業・農地の有益性に関する啓発について」。

国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面的な機能を持つ農業・農地の有益性を広く市民に啓発すること。また、農地への不法投棄やペットのフン害及び有害鳥獣への餌やり防止等の対策を図ること。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、農業水産課が実施する各種講座やホームページ等において、農地の多面的な機能や、農地があることの重要性について市民に理解していただけるよう、引き続き取り組んでまいります。農地への不法投棄や有害鳥獣等への対応につきましては、関係機関と

連携し取り組んでまいります。

農業水産課（丸山功一課長補佐） 続きまして、（５）の「浸水対策について」。

近年、集中豪雨による農地の浸水被害が発生しているため、河川浸水対策のさらなる推進を図るよう神奈川県に要望すること。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、河川改修事業を早期に実施し、神奈川県の整備目標を達成することについて、これまで神奈川県に対し要望しており、早期発現に向け、引き続き神奈川県に対し要望してまいります。

農業水産課（安部川和博課長補佐） 続きまして、（６）の「農業残渣等の廃棄に係る支援について」。

野焼きは農業のためのやむを得ない焼却は認められているが、苦情等で野焼きを実施できない状況でいる。農家が農業残渣や剪定枝等農業で発生した廃棄物の処理について苦慮していることから、廃棄物の回収等農家支援の方策を検討すること。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、農家の皆様が、作物残渣や剪定枝等の処分に御苦労されていることは理解しております。どのぐらいの量の作物残渣等が、どの時期に発生して、野焼き以外の方法で処分することができないという具体的な要請が部会等からあった際には、市としても必要な支援策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、（７）の「台風や雹（ひょう）害等、自然災害による農作物等の被害対策について」。

台風や異常気象等の影響により、作付け不能になったり収量が下がるなど、農業経営を継続する上で様々なリスクが想定される。平成31年1月から全ての農産物を対象に、収入減少を補てんする農業共済の「収入保険」の取り扱いが始まっているが、メリット・デメリットを含め、農家が正しく理解した上で活用できるよう、保険制度の効果的な周知方法について実施主体に要望すること。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、収入保険制度の周知

につきましては、JAの各部会等へ神奈川県農業共済組合が実施しているところ
です。市といたしましても、これまでさがみ農業協同組合藤沢地区運営委員
会や農業委員会総会等で御説明をさせていただきましたが、今後につきま
しても、より広く周知徹底するよう関係機関と連携して取り組んでまいり
ます。

最後に（８）「大規模災害発生時における支援について」。

大規模災害発生時の農産物等に対する市独自の支援事業の創設及び被災
圃場の復旧・倒壊農業施設の撤去作業等における支援体制を構築すること。

という御意見に対する予算示達内容等につきましては、施設の復旧や撤去
等については、国の支援事業に県及び市が上乘せをして、生産者の費用負
担を減らすよう支援体制を構築しております。引き続き営農継続が図られ
るよう、被災状況により必要な支援等を検討してまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（齋藤義治委員） ただいま事務局及び農業水産課の説明が終わりました。

御意見、御質問等がございましたら、お願いしたいと思います。

そこで、まず、皆さんと共有をしたいのですが、今回の農業予算、53ペ
ージを見ていただければ一番わかりやすいと思いますけれども、農業関係
の当初予算が書かれております。数字ですから細かく書かれております
が、農業予算として、全体で2億850万8,000円が、今回の当初予算
でございます。昨年に比べて524万4,000円の減でございます。

ここで皆様方にぜひ知っていただきたいのが、藤沢市の一般会計予算
でございます。一般会計予算、藤沢市の皆さん方の全部の税金を集めた
のが1,562億6,800万円、これが当初予算でございます。その1,562
億円の中の、農業予算は2億円でございますので、これが多いのか少
ないのか、これは、皆様よく検討していただきたいと思ひます。

そしてその次に、細かい予算が書かれておりますが、64ページの「
令和3年度の農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状
況について」ということで、先ほど説明がございました。

数字のことをいろいろやってもなかなかわかりませんので、意見書が
このよ

うに出て、そして藤沢市からこういう回答を得たということでございますので、まず、「担い手の農地利用の集積・集約化のため施策」ということで、幾つかありますが、こういう流れの中で、ひとつ皆様方の意見をいただきたいと思えます。

まず、「担い手の農地利用の集積・集約化のため施策」ということで、（１）から（３）までありますね。

この中には、水田の助成金等のことについても、昨年、農業委員会でも２，０００万円の助成金は少ないのではないかとお願いをして、今回、２，５００万円になった、５００万円追加されたということでございますが、声を上げればこのようにふえていくわけですから、何か意見がございましたらお願いをしたいと思います。

何かございませんか。

西山委員。

13番（西山弘行委員） 要望ばかりで、実施されていることが全然見えていないのですが、そこら辺はどうなっているのでしょうか。要望は、確かに私も同じことを思いますけれども……。

議長（齋藤義治委員） 実施されていることが見えない事業というのは、具体的にはどういうものですか。

13番（西山弘行委員） 具体的には、農地の集積、あと、荒廃地の問題、ヨシがいつぱい茂ったり、狭い田んぼはそのまま、という感じですね。

議長（齋藤義治委員） それでは、まず集積とか集約化について、市はどのようなお考えをお持ちなのか、その辺からお願いをいたします。

農業水産課（及川聡課長） 集積につきましては、認定農業者の方、中核的な農業者の方に農地を集積していくということと、あとは、新規就農者等に対して農地を集積していくという形で取り組ませていただいております。

国にも毎年報告をしているのですが、認定農業者、あとは認定農業者の水準到達をされている方等々、合わせると、済みません、今手元に具体的な数字はないのですが、他の市町村に比べれば、藤沢市は集積が進んでいるほうだと

我々は認識しております。

議長（齋藤義治委員） 水田に関してはどうですか。

10番（吉原豊委員） 今の答えに関してですが、確かに数字的には上がっていると思います。しかし、我々農家としては、実際に自分の目で確認ができなければ、集積されているという理解はできないですよ。そこら辺は、農家の目からは、まだまだ集積されていないと見えますが、どうでしょうか。

農業水産課（及川聡課長） 今御指摘のとおり荒廃地についても、かなり目立っているような状況もありますし、吉原委員が言われるように、農家の目から見て集積が進んでいないように見えるという点も、我々も実感としてはあります。

ただ、実際に葛原の荒廃地を開墾して利用集積をしたりということも、既に今年度も始めているところでありますので、一步ずつではございますが、皆さんに利用集積されたことが実感できるように取り組みを進めてまいりたいと考えております。

10番（吉原豊委員） ぜひともお願いします。

議長（齋藤義治委員） それと、「人・農地プランのおくれ」というのは、これはどういうことでおくれているんですか。

農業水産課（及川聡課長） 昨年、農振関係のアンケートをする機会がありましたので、そのアンケートの中に、「人・農地プラン」に規定されている後継者がいるかどうかといった内容を盛り込んだアンケートをさせていただきました。

今は集計をしているところですが、地区全体の農地面積の過半になるような回答が得られないと、そのアンケートが実質化されるプランに適用されることにならないので、そこはかなりハードルが高くて、例えば今現状ある御所見のプラン——プランとしては御所見・遠藤、大庭・稲荷、六会・長後という形でプランをつくっているのですが、その過半を超えるアンケートの回答というのはなかなかいただけません。アンケートをやっても名前を書きただけなかったりとか、そういったところがありますので、やはり大きなくくりで実質化しようとする、非常に難しい状況がございます。

ですので、今、返ってきたアンケートを集計して、まず、実質化が可能とな

るようなエリアを選んで、そこから実質化できればと考えております。

議長（齋藤義治委員） 先ほど総会の中でも、アンケートについての質問がございましたので、神崎さん、その辺はどうですか。

24番（神崎享子委員） 先ほどの質問に関してですが、自分が農振のところにいるのでアンケートを出しましたけれども、そのアンケートの結果を教えてくださいかというようなことをお聞きしたのですが、私は、水田を持っていないので、申し訳ないですけども、水田のことは本当に難しいと思います。

10番（吉原 豊委員） そんなに難しく考えなくても……

24番（神崎享子委員） 私、聞いていて思ったのは、「人・農地プラン」が進んでいないというのは、確かに進んでいないのですが、新聞などを見ると、農業委員会が、農業委員、農地利用最適化推進委員も含めて、アンケートを、一軒一軒話を聞いて回って、やっと集積できましたみたいなことが書いてあったりするんで、農家の意見としては、「人・農地プラン」が進んでいませんね、でいいのですが、私たちは農業委員会で、それを進める側ですから、どうやって進めるのか、それは難しいと言っているのですが……。

議長（齋藤義治委員） その辺の、50%以上行かないと、アンケートとしてなかなか認めてもらえないというのですが、それ以上行くにはどうしたらいいかというのも一つの問題ですね。

24番（神崎享子委員） だから、私たちが、アンケートを出さなければいけないということを地区の人に、お隣さん、お隣さん、お隣さんに言わなければいけないということですよ。

農業水産課（及川 聡課長） もちろんそうやって協力していただかないとなかなかできないようなところもありますけれども、今、集計をして、どこが過半に一番近いエリアなのか、例えば打戻だったら行けそうだなれば、打戻で、あとちょっとで過半になるというところがあれば、当然打戻の農業委員さんに御協力いただいて、アンケートを新たにやっていただくとか、そういった取り組みを今年度はしていこうと思っています。

実際に、この間、横須賀市に行ってきたのですが、横須賀市は非常に小さい

エリアで1カ所実質化していて、そこ以外は、当面実質化の予定はないという
ようなことをやっていますので、まずは、今年度できるところから実質化をし
ていきたいと考えております。

議長（齋藤義治委員） 難しいところですが、そのほかに何か……。

神崎委員。

24番（神崎享子委員） それと、「本市のような都市農業地域では実現が難しいこ
とから」と書いてあって、何となくはわかるのですが、どこが難しいのか、何
が難しいのかというのを明確にしていくことも、「人・農地プラン」を進める
上で必要ではないかと思えます。

この間、私たちWebの講座を見てくださいと言われて、見ましたよね。そ
こで、東海村の人でしたか、今、全国農業会議か何かの講師をやっている人の
話で、「人・農地プラン」を進めるに当たって、「都市の場合は、ちょっと別
ですが」という話し方をされていたので、そこは、やはり問題点を明確にして
いただかないと、どうすればいいのかわからないのではないのでしょうか。

農業水産課（及川聡課長） やはり自分が持っている農地に対して関心のない地権者
の方も相当数いらっしゃるので、そういう、いわゆる農地の出し手となる方に
どのようにアンケートに答えていただくか、話し合いの場に来ていただくか
というところが、やはり都市農業地域の一番難しいところではないかと認識して
おります。

ですので、ある程度まとまった面積を耕作されている方が多いエリアのとこ
ろであれば、実質化というのは可能ではないかと考えております。

24番（神崎享子委員） 私が、わからないなりに思ったのは、関心がないというだ
けではなくて、逆に都市農地だから、この場所を公開しないで持っていたほう
がいいのではないかと考える人も、もしかしたらいるかもしれないですし、そ
ういうことで難しい面もあるかもしれません。どうでしょうか。

農業水産課（及川聡課長） エリア的には農振地域でつくるものですので、そこが、
要するに資産価値の高い土地の場合には、当然地権者も出し手として名前が載
るのを嫌がる方はいらっしゃるかもしれませんが、今設定しようとして取り

組んでいるエリアにつきましては、資産価値という面でいけば、そこまで抵抗がある農地ではないと認識しています。

2 4 番（神崎享子委員） 私が申し上げたのは、大庭・稲荷地区は、そういう面出し手がないのかなという感じもしますけれども、西山さんはどうお考えですか。

1 3 番（西山弘行委員） 先ほどアンケートをお隣に、お隣にという話もありましたけれども、結局、うちらの場合は、ここは一体どこの誰の田んぼなのかというのが、全体の3分の1あります。それに関しては、農水も農業委員会も教えてくれない、組合として申し入れても教えてくれないです。

2 4 番（神崎享子委員） 農業委員として申し入れた場合は、教えてもらえますか。

1 3 番（西山弘行委員） 無理だそうです。

事務局（草柳真治主幹） 仮にアンケートを実施して、農業委員として、そのアンケートに御協力くださいという申し入れをするに当たっては、情報をお伝えすることは可能です。

それを、水利組合の人に「実は、あそこはあの人の土地だったよ」という話をするのは控えてくださいということですね。

1 3 番（西山弘行委員） そうなると、農業委員が、自分一人で動かなければならなくなるということですよ。

事務局（草柳真治主幹） それはやり方ですね。何十軒もあるところを、委員さん一人に全部回ってくださいというのは、それは難しいと思います。ただ、その軒数が何軒か、4、5軒だという場合には、委員さんにも御協力いただくこともあるかもしれないということですね。

1 3 番（西山弘行委員） 4、5軒ならいいのですが、桁が違いますからね。

議長（齋藤義治委員） 現状ではどのぐらいの回収率ですか、全体で。

農業水産課（丸山 功一課長補佐） 済みません、具体的な資料は持っていませんが、半分は行っていません。半分に近いけれども、半分は行っていません。

農業水産課（及川 聡課長） その中で、名前を書いていた方の比率はもっと少

なくなってくるので、今までやっていた農振のアンケートというのは、無記名で出していただくものでしたけれども、そこに「人・農地プラン」の内容も盛り込んで、それに賛同していただける方は名前を書いてくださいというような形でしたので、お名前を書いていただくのもなかなか難しい状況でした。

24番（神崎享子委員） アンケートだから、名前を書かなくていいと思って出したのかもしれないですね。

農業水産課（及川 聡課長） そうですね。項目が多かったので、そういった方もいたかもしれません。

議長（齋藤義治委員） 吉原委員どうぞ。

10番（吉原 豊委員） 痛しかゆしになるかもしれないのですが、アンケートとか何とかという大きな袋を広げてやるのではなくて、小委員会みたいに委員会をつくってやったら、実際にやっていく具体的な案が出てくるのではないですか。例えば田んぼで使えないところがあったら、市が助成して借りるとか、買うとかね。

さっきの話のように、農家は資産価値があると思うから手放さないですよ。でも、市が借りると言うと、気持ちよく貸すかもしれないですよ。

ここからちょっと話は飛びますが、農業新聞を読んでいると「田んぼダム」ということが、最近をよく書いてありますよ。

24番（神崎享子委員） 貯水池ではなくて、ですか。

10番（吉原 豊委員） 田んぼが貯水池になるということですね。

どういうことかという、水路を、供給のための水路もそうだし、排出をすするため水路もそうだし、水路をきちっと整備して、そして農家に返す、農家に使ってもらおうというのかな、そういうようなことが書いてありましたね。

これは、ただ農家だけの話ではなくて、市全体の話ですね。遊水池をこちらにつくるのではなくて、遊水池をつくってしまえば、それは池で終わりだけれども、「田んぼダム」であれば、田んぼができるときは田んぼをやって、大水が出たときには水路を使ってダムにする。その補助金は市でプールするなり確保しておいて、それを農家に渡すとか、そういうように具体的な考え方を

示したほうがいいのではないでしょうかね。

農業水産課（及川 聡課長） まず「人・農地プラン」の実質化ということで言わせていただきますと、実質化をするための段階として、まずアンケートをやりなさい。そのアンケートで、エリアの過半を超えるような回答を得なければいけないということになっていて、それが得られたら、今度は、それを地図に落とし込む。ここの農地は後継者がいるだとか、ここの農地は80歳以上の方が耕作しているだとか、例えばここは手放したいと思っているとかというのを地図に落としなさいと。その地図をもとに、そこの地域に入って、徹底した話し合いをなさいということになっています。

その話し合いをする際に、そこの地域の農地の受け手と農地の出し手を合わせたときに、その地域の農地全体の過半になっているようなプランを立てなさいと、それが実質化ですということです。

だから、今そのアンケートのところをつまづいていますけれども、まず、過半になるようにして、それで地図に落として、その後、農業委員の皆さんに相談をさせていただいて、どういう話し合いの方向で持っていったらいいのかとか、当然話し合いの場の設定は市でやらせていただくのですが、その後の進め方については、農業委員さん、推進委員の皆さんと協議してまいりたいと思っております。

その中で、今の吉原さんのような意見をいただければ、その地域の実質化したプランの中身として、そういったことを位置づけていくという流れになるかどうかと思います。

10番（吉原 豊委員） それでは、地図まで、もうできているんだから……

農業水産課（及川 聡課長） まだ地図まではできていないのですが、部分的に地図に落としているところもありますけれども、まず、実質化のためのアンケートの過半というところをクリアしなければいけないので。

10番（吉原 豊委員） 早めに手を打ってください。

農業水産課（及川 聡課長） はい。

議長（齋藤義治委員） いろいろ意見も出ていますが、「農道や水路等の整備」の件、

これもお尋ねをしたいのですが、結局、藤沢市の場合は、個人負担が3割、行政が7割ということでやっていますが、他の市町村では個人負担ゼロというところもあると聞いておりますが、この辺の負担割合について、農業者ゼロということで行政が全部やってくれるような形にはならないですか。

農業水産課（丸山功一課長補佐） おっしゃるとおり他市では全額出しているところもありますけれども、やはりそれなりの事業費になってきますので、全部の要望を受けているとか、やりたいところが全部やれている状況ではないというのは伺っています。

そういう意味では、ちょっと申し訳ないですけれども、今は負担してやっていただいているほうが、不具合があるところの改修スピードも上がっていきなご、スピード感のある事業体系になっているのではないかと考えています。

議長（齋藤義治委員） 個人負担があると、事業速度が進んでいくということですか。

農業水産課（丸山功一課長補佐） 例えば100万円の事業費がかかる場合に、今だと70万円を市が出して30万円を地元で負担していただいていますので、そういう形で100万円の事業ができますけれども、他市の場合でいくと、その70万円までしか出ない形のところが多いので、その70万円分しか進まないという意味では、地元負担をお願いしている分、進んできているのではないかと考えています。

議長（齋藤義治委員） よくわからない。

3番（井出茂康委員） 要は、全体の10で一遍にできるのであれば、藤沢市だと3と7でやるから10できるけれども、ほかの市だと市が出す分しかできないから、市が出す分が7だと7しか進んでいかないよと、そういうことが言いたいわけですよ。

農業水産課（丸山功一課長補佐） そうです。

議長（齋藤義治委員） 総額をふやしていけばいいのではないですか。

3番（井出茂康委員） まあ、そうですね。

農業水産課（及川聡課長） 10割負担にして、市の予算がふえていくのであればスピード自体も変わらないですし、いいのですが、他市に聞くと、市の予算も限

られている中で、農業者の皆さんの要望に応えられていないというのが実態だそうです。だから、そう考えると、自己負担ゼロのほうが、皆さん当然いいとは思いますが、水路の改修がなかなか進まないなどの弊害も他市では起きているというのが実態ですね。

10番（吉原豊委員） 7割だ、3割だというのは、俺一人の感覚だけれども、意外とクリアできるんですね。しかし、そうではなくて、市にお願いしたいのは、今年はこの線まで半分やりますよ、3分の1まで整備しますよという計画を示してやってほしいですね。

今は、それも全部地元に取り投げですよ。地元の水利組合会議か何かで、要は、ここをやる予算についてはこれだけかかりますという予算見積もりをもらって、それを市で7割、地権者が3割というのでやっていくから、どこまで進めたいのか、進んでいいのかということがわからないので、やはり行政は指針を、目標を示すのが役目だと思うけれども、そこら辺はどうですか。

議長（齋藤義治委員） 計画はありますか。

3番（井出茂康委員） 計画はあるんでしょうね。ただ、それに対する予算がそれだけついてくるかどうかということでしょうね。

議長（齋藤義治委員） 計画はあっても、それに対する予算がどれだけつくかということですかね。

10番（吉原豊委員） 計画も出ていない。

議長（齋藤義治委員） 計画はあるんでしょうね。行き当たりばったりではないはずですよ。

11番（山口貞雄委員） 申請だけでしょうね。

10番（吉原豊委員） 申請だね。だから、そうではなくて、市で、ここまでやりたいと言ったためしがあるかと言ったら、ないよね。

農業水産課（及川聡課長） 補助金ですので、まず、地元からの要望が、どこを直してほしいのか、どこが一番困っているところなのかというのは、やはり地元の水利組合の皆さんが自分たちで使っていて、ここを直してくれないと困るんだというのは一番わかっていらっしゃると思いますので、市が主体的にここを直

しますというよりも、皆さんの御意見を聞きながらのほうがいいのかなと思って進めているところですけども。

10番（吉原 豊委員） それでは進まないね。

農業水産課（及川 聡課長） 進みませんか。なぜ進まないのかという部分も含めて、また皆さんに御意見を伺えればと思いますので。

議長（齋藤義治委員） 要望がなければ、どうやって予算を組んだらいいかわからないけれどもね。

10番（吉原 豊委員） 要望はありますよ。

13番（西山弘行委員） でも、要望以前に、市の管轄の土地ですら草刈りをしないというのはどういうことでしょうか。例えば遊歩道のところの土手は公園課、田んぼの中道のふちは道路課でしょうか。そのところを全部農家の負担で刈っているんですよね。

10番（吉原 豊委員） そういうのもあるよね。

農業水産課（及川 聡課長） おっしゃっていることはごもっともで、市の道路なので市が草刈り等をするのは当たり前だろうと言われればそのとおりだと思います。ただ、それをやろうとすると、今度は道路維持のほうでやることになるのですが、その道路の、いわゆる受益者、誰がどのくらい使っているのかということで優先順位が決まってくるので、いわゆる農道というような形で使われているようなところの優先順位が、どうしても低くなってしまっていることになっています。

13番（西山弘行委員） 農道にするなら農道にしてもらったほうがいいんですよ。農道は、実際にはないですから。

農業水産課（及川 聡課長） 農道的な使い方をしているところの優先順位というのはどうしても低くなってしまっているので、使う皆さんでやっていただいているということになっています。

13番（西山弘行委員） ただ、田んぼの中に杭がある以上、その道路側に関しては行政の仕事であるはずですから。

農業水産課（及川 聡課長） そのとおりだと思います。ただ、受益者の少なさによ

って優先順位は低くなってしまおうという実態があることは御理解いただきたい
と思います。

議長（齋藤義治委員） はい。

いろいろあろうかと思いますが、次に行きたいと思います。

「遊休農地」ですが、これから遊休農地はどんどんふえるのではないかと思
われますが、その辺の対策に対する意見、要望等、何かございませんか。

近所で遊休農地があって困っているというようなことなど、いかがでしょ
うか。

13番（西山弘行委員） 草ぼうぼうのところはいっぱいあります。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、あと「新規参入の促進のための施策」については、担い手も含め
てですけれども、どうでしょうか。

佐藤委員どうぞ。

21番（佐藤智哉委員） 3の（1）の①「農業後継者支援事業」というのは、これ
は具体的に何があって、どういう予算が組まれているのでしょうか。

農業水産課（及川 聡課長） こちらは、さがみ農協青少年藤友会という後継者組織か
ら要望をいただいております。親の農業を継承する際に、例えば親が使っ
ていたハウスが老朽化しているので自分の代で改修をしたいだとか、あと、今年
度の場合は、果樹の方ですけれども、それまで親がつくっていた作物から転換
して欧州系のブドウが中心になってくるので、欧州系ブドウの黒とう病対策と
して簡易雨よけをつけたいだとか、そういった親がやっていた農業を継承する
ときに、行政から一押しが欲しいというような内容について、団体としてさが
み農協の藤友会から要望を出していただいております。

議長（齋藤義治委員） これは、何人でしたか。

農業水産課（及川 聡課長） 現在、16名と聞いています。

10番（吉原 豊委員） 少ないね。本当は、農家の人はみんな入らなければいけ
ないのではないですか。

3 番（井出茂康委員） 入らなければいけないということはないですよ。

10 番（吉原 豊委員） でも、率先して入らなければ……

3 番（井出茂康委員） 今の活動がどうなっているかで、入りたいか、入りたくないか、後継者が魅力を感じるか、感じないかですよ。

10 番（吉原 豊委員） 感じないだろうね。

議長（齋藤義治委員） 井上委員。

1 番（井上哲夫委員） 今まで農地の議論が尽きないほどあって、やっと後継者、担い手の話になって、今、青少年藤友会という話が出ましたけれども、実際に我々の若いときからずっとある組織ですが、なかなか入り手がなくて、今は御承知のとおりだけれども、青少年ではなくて、それこそ青壮年になっているところもありますよね。

その青少年藤友会からアクションがあって、担い手への助成ということだと思いますが、先ほども藤友会に入らなければいけないのではないかという話がありましたけれども、実際に入っていない人のほうが多いのではないかという気がします。

農業後継者、担い手、私たちもそろそろ経営の第一線を退いて後継者に委ねたいところがありますし、実際にそういうふうにして、今こういうところに出てきているんですけれどもね。

いずれにしても、大切な担い手のためにいろいろ助成や何か考えていらっしゃるのであれば、それは大いにやってほしいと思いますが、情報として、役所がどれだけのものを持っているのか、それと、後継者は、年齢が幾つだから後継者ということはないと思いますけれども、まあ親がいなくなれば担い手ではなくなるとは思います、その辺の線引きがあるのかどうかということ。

あと、もう一つは、「営農の活性化や担い手の育成」ということで、ここに意見としてあるけれども、「JAが窓口」ということですが、藤沢の場合は、JAに任せて行政が後ろに引いてしまっているような気がしますけれども、その辺のところ、他市のことを考えると、行政が率先して動いているような感じがしますが、そういう言い方をすると、動いていないという話になってしまい

ますけれども、「J Aとの情報の共有化をしながら」と言うけれども、実際に藤沢地区の運営委員会の話でも、なかなか動いていない——動いていないというか、職員も、はっきり言うと動いていないところがありますよね。

その辺のところ、後継者がJ Aをどのように捉えているかという問題もあるけれども、昨年度、私が感じたのは、国の給付金に関する情報について、J Aが、というか、藤沢地区の運営委員会が動いていないのではないかと感じたのですが、一方行政のほうでも、ある程度情報を得ているにもかかわらず農家にその情報が伝わっていないような気が、ちょっとしたのですが、これも、私個人的なことかどうかわかりませんが、もう少し農協と一体となってやってほしいような気がしていますけれどもね。

担い手の話から、そちらのほうに行ってしまうと、わかりづらいかもしれないのですが。

農業水産課（及川 聡課長） まず、後継者をどう捉えているかということで、ここに記載されている事業については、個人に補助金を出すというのはなかなか難しいことですので、団体からの要望という形で青少年藤友会に、農業委員会からも、そういった御要望はいただいたので、藤友会に対して出しているというのが現状です。

要件としては、就農から10年以内ということで、藤友会にはお知らせをしているところでございます。

それと、「農協と一体となって」というところですが、ここに書いてある農協の担い手の窓口というのは、組織経済部の組織相談課で新規就農の対応をされているということで、経済のほうの事業が、藤沢地区の運営委員会事務局に伝わっていないというか、運営委員会でなかなか理解されていないところが、我々もどこに話をしているのかということで困るところではありますが、組織経済部とも連携して進めていきたいと思っております。

それと、コロナ対策の昨年度の国の補助事業の関係ですけれども、これも、組織相談課と話をさせていただいて、事業は2つありましたけれども、高収益作物次期作支援対策というものについては、農協の組合員の方は農協で対応、そ

れ以外の方は市で対応という話になりましたし、井上委員が話をされた事業については、もともと農協で行うものだったので、我々も制度自体は理解しておりましたけれども、それを農協にお伝えはしていましたが、国庫補助事業の活用になれていないところもありまして、対応がおくれていたのではないかと考えています。

いずれにしても、農協と連携してやってまいりますので、特に担い手の支援については――担い手の支援は、どちらかというとしが率先してやっているほうだと思っていますし、農協にはサポート体制ということで、農業委員さんにもそうですけれども、定着促進のほうで御支援をいただいているということになりますので、引き続きやっていきたいと考えております。

議長（齋藤義治委員） はい。

いろいろ話が出ていますが、きょうの資料の中で、24ページに、藤沢市の農業の概要が出ています。ただいまの後継者云々ということでございますが、農業就業者数が1,487人で、40歳代以下が340人ということで藤沢市の概要が出ております。これは藤沢市の概要ですから、ぜひお目通しをいただいて、よくよく御理解を願いたいと思います。

どうぞ神崎委員。

24番（神崎享子委員） 一つだけですが、市で率先して担い手対策をしていらっしゃるとおっしゃったように、うちの息子も40歳以下ですけれども、340人のうちの16人しか藤友会に入っていないというのは、とても残念なことだし、息子たちも残念に思っていると思いますが、今の人たちは、団体に入りたがらないというか、一人でやりたがるというか、これは青壮年部でも一緒のことで、そういう難しさはあると思います。

藤友会に関しては、藤沢市の農業水産課の方とコンタクトをとって、いろいろ指導をしていただいたり、意見交換をさせていただいてまして、ここ1、2年はコロナ禍で、そういう機会もなかなかとれていない状況ではありますけれども、この要望が通ったというのも、農業水産課のおかげだと私は思っています。

ただ、何せ藤友会16人では少ないので、やはり青壮年部とか農協と連携して、というところですかね。

一言申し上げました。

21番（佐藤智哉委員） 今の話で、僕も、藤友会も青壮年部も入っていないです。今の人が団体に入りたくない理由というのは、多分いろいろあると思いますけれども、何か飲み会だったりとか、旅行に行ったりとか、別に行きたくないですよ。要は、自分と仲のいい友人とか家族とかと旅行に行くのは楽しいです。でも、仕事上の付き合いの人たちと旅行に行っても楽しいと思えないので、要は価値観の違いだと思います。

だから、そういうのがなくなって、藤友会で本当に藤沢市の農業のために何かやりましようとか、その目的意識が、もっとはっきりしていればいいと思いますけれども……

24番（神崎享子委員） 藤友会でそういう意識を持っているから、藤沢市で農水と一緒にコスモスの栽培をやったりとか、まあこれがいいかどうかはいろいろ意見もあると思いますけれどもね。

議長（齋藤義治委員） いろいろ意見があろうかと思いますが、その辺は、農協にもっと強く言っていただいて……。

それから、最後に、「その他の地域農業の維持・発展について」です。農業の発展のためにはどういう施策がいいのだろうかということで、幾つか書かれておりますが、その辺のことで、農業の発展に関する意見、何か感ずるところはございませんか。

井出委員どうぞ。

3番（井出茂康委員） 農業発展のためと言っていいのかわかりませんが、継続していくために、残渣の処分についても、やはり部会ごととか何かでまとめて申請しないといけないのでしょうか。農家ごととか、その時期に一遍にとかというのは非常に難しいような気がしますけれども、いかがなものでしょうか。

農業水産課（及川 聡課長） 先日、果樹部の役員会にも出席させていただきました

けれども、果樹についても、やはり剪定枝の廃棄方法で、野焼きをすると苦情が来るし、非常に困っているという御意見がありました。

それでは、どうしていくのがいいのか、予算規模はどのぐらいになるのかというところを考えると、まずどのぐらいの残渣が排出されるのかというところを集計して、野焼き以外で処分するとどのぐらいのコストがかかるので、その支援をしてほしいというようなデータが上がってくれば、内容を検討できると思っています。

そう考えると、果樹部は剪定枝が出る時期はある程度限られてくるし、結果樹面積が幾つあれば大体このぐらい出るとするのは、数字は出ると思いますけれども、これは、果樹部だけの問題ではなくて、当然植木生産組合だって同じような課題を抱えているでしょうし、ハウス部については、トマトの残渣をどうするのかという問題も出てくると思いますので、それぞれの生産部会で、どういった課題があるのかということをもとめて御意見をいただいて、それで、どういった解決策があるのかというのを、これは短期では難しいと思っていますけれども、中長期的な課題として検討してまいりたいと思っていますので、まずは部会で検討していただければと思います。

議長（齋藤義治委員） はい。

何かほかにはございませんか。

小林委員どうぞ。

5番（小林正幸委員） 発展的なことと言いますか、遊休農地、荒廃農地の問題とかいろいろありますけれども、太陽光パネル設置について、下で作物をやっているなければだめだと。それが昨今、規制緩和になっているようですが、藤沢市でもそちらの話を考えたらいいのではないかと、これは制度的な問題、費用の問題もありますけれどもね。

農業水産課（及川 聡課長） 実際に太陽光発電をやって、その下で農業をやっている方もいるとは思いますが、買取り価格も下がってきていますので、太陽光発電自体のメリットも、今はだんだん少なくなってきているのではないかと思います。

それで、農地の景観として太陽光パネルがどうなのかというのは、例えば栃木ですとか千葉ですとか、そういったところの農地を見ると、景観が非常によくない状況も見えていますし、その下で作物をつくると言っても、7割、8割ぐらゐの生産量になってしまうというところもありますので、まずは、農地は作物をつくることで利用していただきたい。それを担っていく人たちに集積をしていただくというのが、今の農業水産課の考えです。

13番（西山弘行委員）　そもそも太陽光というのは、農地になるんですか。

農業水産課（及川 聡課長）　シェアリングという形で、下で作物をつくってれば、太陽光パネルの柱の部分だけ農地転用をするという形で、農地でできることになっています。

5番（小林正幸委員）　ただ、進歩的な考えで、国の支援としては、太陽光パネルの地上高を上げて光を通して作物つくるようにとか、そういうニュースを聞いたので、前よりも前進したんだなど。

3番（井出茂康委員）　いや、それをやられると、周りの農地はすごい邪魔になるんですよ。それを認められると農業ができなくなってしまうので、農業者としては、それは絶対に反対です。非常にやりにくいことだと思います。

5番（小林正幸委員）　メリット・デメリットはあると思うけれども……

事務局（草柳真治主幹）　太陽光につきましては、国の考え方も変わって、先ほど規制緩和とありましたけれども、荒廃農地をソーラーシェアリングで使う場合には、ふだんの農地よりも規制が緩和される方向で、今動いているようです。

それについては、また後日アナウンスはさせていただきますけれども、下で営農しないとなると、そこは農地ではなくなるという形での転用になるので、いろいろな規制はありますけれども、再生エネルギーを使うための農地転用について、要件は緩和されていく方向にはなっているようです。

5番（小林正幸委員）　そのようなことを聞いたので、藤沢市の考えとして、今後どうするのかなど。

議長（齋藤義治委員）　環境大臣が小泉さんで、一生懸命宣伝してしまっているわけですよ。

5 番（小林正幸委員） よくなるか、悪くなるか、何とも言えないけれども。

議長（齋藤義治委員） だけれども、美観的にもそうだし、近隣の農家に対しても結構厳しいところがあります。

あれは、近隣農家の承諾は要らないですね。

事務局（草柳真治主幹） 要らないですね。

議長（齋藤義治委員） だから、隣に太陽光パネルが設置されても文句は言えないですね。地方に行くと、ものすごい広いところであるけれども、あれは景観もよくないですね。

5 番（小林正幸委員） そうだと思いますけれどもね。

3 番（井出茂康委員） 確かに幹線道路沿いの高速道路の脇に三角に残っているところなら、それはしょうがないにしても……

5 番（小林正幸委員） 立地条件でしょうね。

議長（齋藤義治委員） そうですね。

いろいろな意見が出ましたが、これからまた小委員会で意見をまとめて、市長等に提言をしていきたいと思っておりますので、そのときまでに皆様方でいろいろな意見をまとめていただいて、それで小委員会を開きたいと思っております。よろしくをお願いします。

農業水産課の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり、またお忙しい中をお越しいただきまして、どうもありがとうございました。

今後ともよろしくをお願いします。

農業水産課 どうもありがとうございました。

〔農業水産課 退室〕

議長（齋藤義治委員） 以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から、何か報告事項等ございますか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） お手元に資料をお配りさせていただきましたが、まず「令和4年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和4年度県農地等の

利用の最適化の推進に関する意見」（案）でございます。

こちらにつきましては、先月、意見等を募集させていただきまして、それを取りまとめた資料になります。

上から1つ目、2つ目は、去年からの継続事項ということで、「県内産農産物のPRを図ること」、「農業関連予算の増額を図ること」となっております。

3番目が新規の案件としていただいたもので、読み上げさせていただきます。

先進・高度な農地の利用、活用について、農業委員等が関与できるような話し合いの場を設定すること。

農地に関する地域課題に関して、地域の話し合いの場に農業委員が関与し、地域が望む農地の先進・高度な有効利用ができるよう、制度の整備を要望するもの。

このような意見をいただきましたので上げさせていただいています。

続きまして――

神奈川県が管理する2級河川について、河川敷の草刈り等の回数をふやすとともに、ボランティアが草刈りを行った場合に発生した廃棄物処理については、その場での焼却処分を認めるなど処分方法を検討すること。

2級河川の農地に隣接した河川敷は、県による草刈りの回数が少ないため、場所によっては雑草が生い茂り、害虫発生等の原因となっている。県は、草刈りの回数をふやし、近隣農地への影響がないよう、それらとともにボランティアが草刈りを行った場合は、処理方法について焼却処分を認めるなどの対応を検討してほしい。

続きまして、こちらも新規になります。

生産者の負担軽減のため、生産者が直売所等の運営者に支払う販売手数料に対する支援の検討をすること。

生産者の意欲の向上と経営の安定化を図り、県内農産物の地産地消を推進するため、生産者から直売所等の運営者に支払われる販売手数料に対する支援を要望するもの。

この3点を新規として挙げさせていただいています。

残りは――

農業後継者や若手農業者に対する施設、農機具修繕費等の補助を検討すること。

野菜残渣や剪定枝、農業で発生する廃棄物の処理について、農家を支援する方策の検討をすること。

都市農業の振興に向けて県とJAのさらなる連携強化を図り、市町村とJAの連携に反映させること。

鳥獣被害による農業収入の減を防ぐため、カラスやハクビシン等捕獲への支援体制を確立するとともに、県として個体数を管理するなどの計画作成を検討すること。

こちらは、全て継続の案件になっております。

きょう、こちらで御承認をいただければ、これを湘南地区農業委員会連合会に提出いたしまして、連合会から神奈川県農業会議に提出をしていきたいと考えております。

こちらにつきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

13番（西山弘行委員） カミツキガメというのは入らないでしょうか。いるんですよ。

事務局（草柳真治主幹） それでは、鳥獣被害のところに「カミツキガメの対策」ということも加えることにします。

続きまして、先ほどから話題に上っておりますけれども、農業水産課からは、昨年の令和3年度の意見に対する回答をいただいたところですが、早速、来年度（令和4年度）の「農地等利用最適化施策等の改善に係る意見の提案について」、募集させていただきます。

ホッチキス止めの2枚目が要望書になりますので、各委員、本日の議論を踏まえて、また改めて来年の施策への意見を御記入いただき、来月の総会（5月25日）までに事務局までファックス等で意見の提案をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

こちらのいただいた意見をもとに、6月開催予定の小委員会での議論のたたき台を作成いたしますので、ぜひ積極的な意見提案をお願いしたいと思います。

最後に、「令和2年度農業委員会親睦会の会計報告について」を付けさせていただきます。

委員になられてからですので、7月20日～3月31日までの収入と支出の総計を記載させていただいております。収入としましては、委員さんからの毎月5,000円の会費、こちらは12月まで集めさせていただきましたので、総額で62万5,000円、預金利息が27円で、総収入が62万5,027円となっております。

支出としましては、農業新聞代が8月～3月までの8カ月分で14万円、公務災害補償費保険代、振込手数料を合わせて3万8,380円、それから供花代、こちらはお一人分ありましたので、振込手数料を含めて1万7,160円、それと、令和2年7月の豪雨災害義援金としておさめさせていただいたものは、振込手数料合わせて2万5,550円、総支出が22万1,090円ということで、40万3,937円が残額となっております、こちらは令和3年度に繰り越しをさせていただきます。

まだコロナウイルスの感染拡大が収まっておりませんので、当分は負担金の徴収は見合わせる予定でおりますが、感染状況を見ながら再開の時期を調整していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

御質問等がございましたら、お願いいたします。

井出委員どうぞ。

3番（井出茂康委員） 負担金ですけれども、最終的にこれだけかかるわけですから、ある程度集めていかないとなくなってしまうということはないですか。

事務局（草柳真治主幹） 今後の支出内容としては、これから予定しているのは新聞代だけです。毎月払っている新聞代だけが予定されているので、それ以外の保険料は、恐らく8月、9月ぐらいに支払う話になります。供花代は、亡くなっ

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（ 番）

署名委員（ 番）